

2025年(令和7年)

11月号 vol.272

千葉市消費生活センター

暮らしの情報

いづみ

ひっかくらん戦
懲罰戦法



令和7年10月 相談件数



494件

(前月比: 10件)

(前年同月比: 53件)

掲載内容

- 感染症から守り隊！感染症予防の基本は、手洗いです！
- 「暮らしの情報いづみ」のアンケートにご協力ください
- 講座・イベント情報
- 11月は「計量強調月間」です
- 多重債務者特別相談をご利用ください
- 消費者被害注意報

感染症から守り隊！感染症予防の基本は、手洗いです！

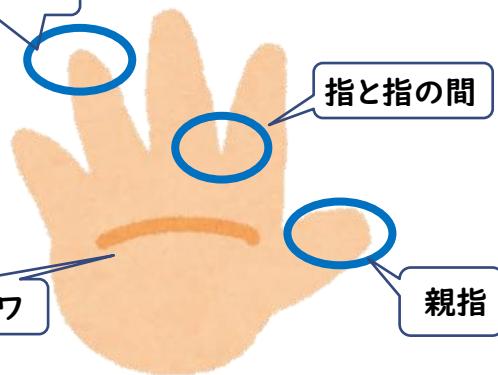
冬はインフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症が流行り始めます。

毎日元気に過ごす為にも、正しく手を洗うことを習慣にしましょう。



手洗い後、汚れが残りやすいところ

指先や爪の先



手のシワ

手洗いのタイミング

外から帰った時



トイレの後



ご飯を食べる時



咳やくしゃみ、
鼻をかんだ時



色々な物に触れると、手に菌や
ウイルスなどが付くことがあります。
正しい手洗いを行うことで、
菌やウイルスを減らすことができます。

正しい手洗いの方法



千葉市 手洗い

検索



KMT (感染症から守り隊)

「暮らしの情報いづみ」アンケートにご協力ください

アンケートに回答していただいた方の中から、抽選で100名の方に『エコバック』をプレゼントします。
※抽選結果の発表は、プレゼントの発送をもってかえさせていただきます。

回答期限:令和7年11月30日まで

回答方法:電子申請

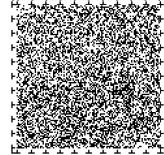
▶▶▶▶▶

https://apply.e-tumo.jp/city-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=50610

より効果的・効率的に情報をお届けする
ため、皆様のご意見をお聞かせください。



音声コード「Uni-Voice」を
スマートフォン専用アプリなどで
読み取ると、音声で内容が
確認できます。





消費生活講座 「あなたを守る！デジタル社会の消費者トラブル防止策」

ネット通販やフィッシング詐欺など、身边に潜むデジタル社会のリスクを知っていますか？消費生活アドバイザーが巧妙な詐欺やトラブルの回避方法をわかりやすく解説します！

日 時 12/4(木) 10:00～11:30

講 師 丹羽 典明 氏
(消費生活アドバイザー・NACS 千葉分科会)

定 員 30名（先着順） 場 所 消費生活センター

申 込 電子申請または電話(207-3602)

サポーター養成講座 「消費者トラブルを防ごう！」

弁護士と消費生活相談員による講演とグループワークから、最新の消費者トラブルの事例を知り、高齢者を取り巻く悪質商法の手口や見守りのポイントを学びましょう。

高齢者見守りのポイント

日 時 12/9(火) 10:00～12:00

講 師 弁護士・消費生活相談員



定 員 25名（先着順） 場 所 消費生活センター

申 込 電話(207-3602)

消費生活講座 「マネーアドベンチャー(小学生向けおこづかいゲーム)」

マネークイズやおこづかい帳を使った体験型ゲームを開催します。

保護者を対象に「ライフプランゲーム(人生すごろく)」も同時開催します。(当日受付)

日 時 12/13(土) 10:30～12:00

対 象 小学生



定 員 20名（抽選） 場 所 消費生活センター

申 込 電子申請

「家庭内の事故から、子どもを守ろう！」学習会

家庭内、生活の場で発生する子どもの事故を防ぐため、どのような視点や対策が必要なのかを専門家とともに考えます。

講 師 太田 由紀枝 氏(Safety Kids いすみ代表)

定 員 各回20名（抽選）

申 込 県生活協同組合連合会 HP から

※誰でも参加できます！

保育支援者・祖父母向け

「令和の子育てと子育て中の事故防止を学ぼう」

日 時 12/17(水) 10:30～12:00

場 所 稲毛保健福祉センター大会議室



保護者向け

「食事中の事故防止と離乳食づくりの工夫を学ぶ」

日 時 1/17(土) 10:30～12:00

場 所 パルひろば☆ちば



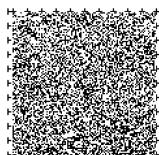
消費者教育ポスター入賞作品展示

市内の小・中学生を対象として募集した消費者教育ポスターの入賞作品を展示しますので、ぜひご覧ください。



展示スケジュール 今年のテーマは「ぼくの・わたしのエシカル消費宣言」

- | | | |
|-------------------|--------------|----------------------------------|
| 10/22(水)～11/14(金) | ※土・日を除く | ▶ 消費生活センター 1階 情報プラザ |
| 11/25(火)～12/1(月) | ※最終日 16:00まで | ▶ そごう千葉店 地階 そごうギャラリー |
| 12/4(木)～24(水) | ※土・日を除く | ▶ 千葉市役所 1階 情報ステーション |
| 1/20(火)～2/2(月) | ※最終日 10:00まで | ▶ 千葉都市モノレール
千葉駅改札内ステーションギャラリー |



11月は「計量強調月間」です

毎年11月1日を「計量記念日」とし、また11月を「計量強調月間」として、広く計量制度の普及や社会全体の計量意識の向上を目指しています。消費生活センターでは、その一環として「家庭用計量器 無料検査」を実施します。計量器をご持参のうえ、お越しください。

家庭用計量器 無料検査のお知らせ 予約不要

日 時 令和7年11月11日(火)・12日(水) 13:00~16:00

場 所 消費生活センター1階 対象者 市内に在住・在勤・在学の方

対象計量器 家庭で使用している血圧計(送気球で加圧するものに限る)、ヘルスメーター、体温計、温度計、キッチンスケール

※検査できない器種:指や手首で計測する血圧計、耳式・非接触型体温計など

※修理は行いませんので、あらかじめご了承ください。

多重債務者特別相談をご利用ください

「多重債務」とは、消費者金融やクレジットの無計画な利用により、借金が雪だるま式に増えてしまい返済が困難になった状態です。千葉市では弁護士同席の「特別相談」を実施し、債務整理に向けた助言などを行っていますので、現在多額の借金でお困りの方はぜひご利用ください。



特別電話相談のご案内

日 時 毎月第2・4木曜日(祝日、年末年始を除く) 13:00~16:00

場 所 消費生活センター 申 込 電話で事前予約 **043-207-3000**



多重債務に陥らないために

- 1 家計簿などをつけ収支を把握する。
- 2 自分の「支払能力」を考慮し、消費に優先順位をつける。
- 3 返済の計画が立たない借金をしない、連帯保証人にならない。
- 4 返済に困ったら即相談(借金を返すための借金は絶対にしない)、貸付自粛制度を利用する。



【貸付自粛制度とは】

浪費癖やギャンブル等の依存症により、自らを自粛対象者とするため、「日本貸金業協会」または「全国銀行個人信用情報センター」のどちらかへ申告する。



個人信用情報機関に登録され、一定期間借入の申込をしても制限される。



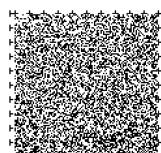
ヤミ金融は絶対に利用しない

「ヤミ金融」とは、貸金業登録を受けずに、違法な金利で融資し、悪質な取り立てを行うものです。**お金を借りるときは、相手が貸金業法に基づき国または都道府県の登録を受けているかどうか、確認しましょう。**ヤミ金融については警察に相談しましょう。近年は以下のような新たな手口が発生しています。

先払い買取り現金化 買取商品を渡す前に業者から金銭を受け取り、その後買取りが成立しなかったとして、高額な違約金等を請求されるもの。

後払い現金化 商品を後払いで購入し、レビュー投稿への報酬として金銭を受け取り、後日商品代金として報酬以上の金銭を支払うもの。

#個人間融資 SNSなどで個人間であることをうたって見知らぬ人からお金を借り入れ、法外な利息を請求されたり、性的関係を要求されたりするもの。



消費者被害注意報



「支払いは後で」でも安心できない！

通信販売は契約条件や表示等をよく確認！

事例 1 ブランドのバックが安く売られているのを見つけ、代引き配達なので商品が届いたことを確認した上で支払うことができると思い注文した。しかし届いた商品は偽物だった。販売サイトと連絡がつかず、宅配業者に返金を求めたが対応できないと言われた。

事例 2 「回数縛り無し」と広告にあった美容液を、後払い決済サービスで購入した。初回分が届いたので解約手続きをしようとしたところ、「定価の差額分を支払わないと解約できない」と言われた。こういった解約条件の表示はなかった。納得いかない。

「代引き配達」とは 配送業者が購入者へ商品を届ける際、同時に商品代金を集金する方法。

「後払い決済サービス」とは 商品が届いた後に、コンビニ・銀行・郵便局等で支払う方法。



クレジットカード番号等を販売業者に伝えずに決済できるため、気軽に利用できる点が大きなメリットとされている決済手段です。

消費者トラブル防止のために

- 注文前に料金、契約条件などをしっかり確認し、注文するか慎重に検討しましょう。
- 大幅に値引きされているなど、少しでも怪しいと感じたら取引は止めましょう。
- 「代引き配達」や「後払い決済サービス」だからといって安心せず、仕組みや特徴を理解して利用しましょう。
- 通信販売はクーリング・オフの対象外です。注意しましょう。



悪質商法
ひっかからん藏

怪しい通販サイトにはご注意！

- 一般に流通している価格より極端に安い。
- 代金の振り込み先が、店名と関係のない個人名義の口座への前払いとなっている。
- 支払い方法が、クレジットカード決済のみ、銀行口座等への前払いのみ、代金引換サービスのみなど、特定の方法に限定されている。
- 販売業者の名称(会社名)、住所、電話番号などの情報が表示されていない。
- 通販サイトに記載されている日本語の字体、文章表現がおかしい。

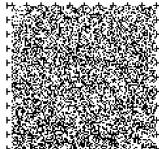


商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話

☎ 043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く



発行: 千葉市消費生活センター TEL: 043-207-3602 FAX: 043-207-3111